

佐賀県訓令甲第6号

健康福祉部
各保健福祉事務所
各保健所

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(保健福祉事務所長の専決事項)</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(169) 略</p> <p><u>(169)の2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(170)～(206) 略</p> <p>(207)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(保健福祉事務所長の専決事項)</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(169) 略</p> <p>(170)～(206) 略</p> <p><u>(206)の2 大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告の受理に関すること。</u></p> <p>(207)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第169号の2を削る改正規定は、公布の日から施行する。